

議案第72号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節 県民税	第1節 県民税
第1款 略	第1款 略
第2款 個人の県民税（第22条— <u>第39条</u> ）	第2款 個人の県民税（第22条— <u>第39条の2</u> ）
第3款～第7款 略	第3款～第7款 略
第2節～第10節 略	第2節～第10節 略
第3章及び第4章 略	第3章及び第4章 略

附則

(用語及び様式)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) 略

(10) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、納税者の住所及び氏名又は名称 (第6条第1項第2号に掲げる者が収納することができる徴収金に係るものにあつては、氏名又は名称) 並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものをいう。

(11)～(13) 略

2 略

(知事権限の委任)

第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員

附則

(用語及び様式)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(9) 略

(10) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものをいう。

(11)～(13) 略

2 略

(知事権限の委任)

第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員

等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例

(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長(鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)に委任する。

(1)～(4) 略

(5) 法第72条の48の2第2項又は第6項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に設けて事業を行う法人の当該事業に係る事業税の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の請求に関する事項

(6)～(15) 略

2～5 略

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第15条 前条第2項の認定を受けていない納税義務者等で同条第1

等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例

(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する総合事務所長(鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)に委任する。

(1)～(4) 略

(5) 法第72条の49第2項又は第5項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に設けて事業を行う法人の当該事業に係る事業税の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の請求に関する事項

(6)～(15) 略

2～5 略

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第15条 前条第2項の認定を受けていない納税義務者等で同条第1

項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第24条及び第24条の2の規

項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第24条及び第24条の2の規

定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(分離課税に係る所得割の税率)

第30条 略

(徴収取扱費の算定に関する報告等)

第39条 市町村長は、毎年4月1日から7月31日まで（以下この条において「前期」という。）及び8月1日から翌年3月31日まで（以下この条において「後期」という。）の期間に従い、法第47条第1項の規定によって徴収取扱費を算定し、それぞれ規則で定める報告書により、8月10日及び4月10日までに知事に報告しな

定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(分離課税に係る所得割の税率)

第30条 略

2 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、前条及び前項の規定を適用して算出した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

(徴収取扱費の算定に関する報告等)

第39条 市町村長は、毎年4月1日から7月31日まで（以下この条及び次条において「前期」という。）及び8月1日から翌年3月31日まで（以下この条及び次条において「後期」という。）の期間に従い、法第47条第1項の規定によって徴収取扱費を算定し、それぞれ規則で定める報告書により、8月10日及び4月10日まで

なければならない。この場合において、同項第1号の金額については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。

略

2 略

に知事に報告しなければならない。この場合において、同項第1号の金額については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。

略

2 略

(徴収取扱費の報告に関する特例)

第39条の2 平成22年度において、市町村長が法第47条第1項の徴収取扱費を算定し、知事に報告する場合における同項第1号の金額については、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を報告するものとする。この場合において、次の表の(1)に掲げる報告は、平成22年4月10日までに行うものとする。

(1) 平成22年度の徴収取扱費の特例分に係る報告	平成22年度における納税義務者の見込数に300円を乗じて得られる金額
---------------------------	------------------------------------

(2) 平成22年度の 前期に係る報告	平成22年度における納税義務者数に3,000 円を乗じて得られる金額の100分の60に相 当する金額
(3) 平成22年度の 後期に係る報告	平成22年度における法第47条第1項第1 号の金額から(1)及び(2)に係る金額の 合算額を控除した金額

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支
払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項又
は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る
配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31
日までの間に支払を受けるべき法附則第33条の2第1項に規定す
る上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当
等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支
払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項又
は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る
配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31
日までの間に支払を受けるべき法附則第33条の2第1項に規定す
る上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当
等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式

等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する所得割の額は、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。

（株式等譲渡所得割の税率の特例）

第53条の12 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、法

等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する所得割の額は、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。

（株式等譲渡所得割の税率の特例）

第53条の12 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、法

附則第35条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第22項の施行令で定めるところにより計算した金額に対して課する所得割の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（改正法附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の100分の1.2に相当する金額とする。

（個人の区分経理の義務）

第64条の3 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の12第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその

附則第35条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第22項の施行令で定めるところにより計算した金額に対して課する所得割の額は、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（改正法附則第3条第19項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の100分の1.2に相当する金額とする。

（個人の区分経理の義務）

第64条の3 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその

他の部分と区分して経理しなければならない。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告)

第66条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、法第72条の55第1項の総務省令の定めるところにより、当該年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「当該年」という。）の3月15日までに、当該年の前年中の事業の所得、当該年の前年において生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の49の12第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの事業の所得、当該年の1月1日から事

他の部分と区分して経理しなければならない。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告)

第66条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の8第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の10第1項の規定による控除額を超えるものは、法第72条の55第1項の総務省令の定めるところにより、当該年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「当該年」という。）の3月15日までに、当該年の前年中の事業の所得、当該年の前年において生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の49の8第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの事業の所得、当該年の1月1日から事

業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の49の12第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

- 3 前2項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、法第72条の55第2項の総務省令で定めるところにより、知事に申告することができる。

(個人の事業税の不申告に係る過料)

第68条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

(3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免)

業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の49の8第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

- 3 前2項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の8第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、法第72条の55第2項の総務省令で定めるところにより、知事に申告することができる。

(個人の事業税の不申告に係る過料)

第68条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 及び 3 略

(3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得したものに限る。以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

2及び3 略

（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

第83条の2 知事は、土地の取得（平成23年4月1日以降の取得に

第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに限る。以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

2及び3 略

（3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）

第83条の2 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦

限る。以下この条において同じ。) に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から平成26年3月31日までの期間、第2号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内の期間（当該期間の末日が平成26年3月31日を超える場合にあつては、同日までの期間）を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 土地を取得した日から平成26年3月31日までの間に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から平成23年3月31日までの期間、第2号に該当する土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内の期間（当該期間の末日が平成23年3月31日を超える場合にあつては、同日までの期間）を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

(1) 土地を取得した日から平成23年3月31日までの間に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

(2) 略

2～5 略

(不動産の取得に係る不申告等に関する過料)

第85条 不動産の取得者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法

(2) 略

2～5 略

(不動産の取得に係る不申告等に関する過料)

第85条 不動産の取得者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定

律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第12項又は第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条

長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項若しくは第3項又は法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にとっては

の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第16項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項(法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

第2項の書類を、法附則第11条第22項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 略

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項（法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者にあっては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第5項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

（市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義

に関する申告)

第95条 法第73条の27の4第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する譲受け予定者、国、地方公共団体（以下この条及び次条において「譲受け予定者等」という。）が同項に規定する取得をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 譲受け予定者等が不動産を取得した年月日

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する

務の免除に関する申告)

第95条 法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項、第9項若しくは第11項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第9項若しくは第11項若しくは法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をしたこと又は法第73条の27の4第7項に規定する譲受け予定者、国、地方公共団体その他施行令で定める者（以下この条及び次条において「譲受け予定者等」という。）が同項に規定する取得をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 不動産を譲渡した年月日又は譲受け予定者等が不動産を取得した年月日

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶

る申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲受け予定者等が同条第1項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 譲受け予定者等が不動産を取得する予定年月日

2 法第73条の27の4第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項若しくは第12項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第9項若しくは第11項若しくは法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をすること又は譲受け予定者等が法第73条の27の4第7項に規定する取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 不動産を譲渡する予定年月日又は譲受け予定者等が不動産を取得する予定年月日

2 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項若しくは第12項又は法第73条の27の5第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に

3 法第73条の27の4第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の4第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の4第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第97条 法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者

提出しなければならない。

3 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項若しくは第12項又は法第73条の27の5第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の4第1項、第3項、第5項、第7項、第9項若しくは第11項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の4第2項、第4項、第6項、第8項、第10項若しくは第12項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第97条 法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けようとする者

は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 法第73条の27の5第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条

は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 法第73条の27の6第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条

各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の5第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の5第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第99条 法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する譲渡をしたことを証明する書類を添付し

各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の6第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の6第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第99条 法第73条の27の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項又は第2項に規定する譲渡をした

て、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 法第73条の27の6第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

ことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の7第3項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項又は第2項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 法第73条の27の7第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の6第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の6第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

3 法第73条の27の7第3項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の7第1項又は第2項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の7第3項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第101条 法第73条の27の8第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得にあつては当該取得の日から5年以内に当該土地を、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き3年以上当該家屋を同項に規定する外国人留学生の寄宿舎の用に供し

たことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積
又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 外国人留学生の寄宿舍の用に供した年月日

(外国人留学生の寄宿舍の取得に対して課する不動産取得税の徴収
猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の8第2項の規定による徴収猶予の適用を

受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地

の取得にあつては当該取得の日から5年以内に当該土地を、家屋

の取得にあつては当該取得の日から引き続き3年以上当該家屋を

同条第1項に規定する外国人留学生の寄宿舍の用に供することを

証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする

際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積
又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 外国人留学生の寄宿舍の用に供する予定年月日又はその用
に供した年月日

2 法第73条の27の8第2項の規定による不動産取得税の還付を受
けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条
各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければ
ならない。

3 法第73条の27の8第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が
次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴
収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直
ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の8第1項の規定の適用がないことが明らか

となったとき。

(2) 法第73条の27の8第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第103条 法第73条の27の9第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得の日から5年以内に当該土地を農業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地を取得した年月日

(4) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第1号に規定する農業（次条において「農業」という。）の用に供した年

月日

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第104条 法第73条の27の9第2項の規定による徴収猶予を受けよ

うとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得の日から5年以内に当該土地を農業の用に供することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 土地を取得した年月日

(4) 農業の用に供する予定年月日

2 法第73条の27の9第2項の規定による不動産取得税の還付を受

けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければ

第101条から第104条まで 削除

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第107条 法附則第11条の4第1項の規定の適用を受けようとする事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載

ならない。

3 法第73条の27の9第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これに直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の9第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の9第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第107条 法附則第11条の4第1項の規定の適用を受けようとする事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載

した申告書に、同項に規定する助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるもの（以下この条及び次条において「助成金等」という。）の支給を受けたことを証明する書類及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を同項の施行令で定める事業所の事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受けた助成金等の額及び支給を受けた年月日

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 法附則第11条の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金等の支給を受けたことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

した申告書に、同項に規定する助成金（以下この条及び次条において「助成金」という。）の支給を受けたことを証明する書類及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を同項の施行令で定める事業所の事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受けた助成金の額及び支給を受けた年月日

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 法附則第11条の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受ける助成金等の予定金額及び支給を受ける予定年月日

2及び3 略

(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた同項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不

(1)～(3) 略

(4) 支給を受ける助成金の予定金額及び支給を受ける予定年月日

2及び3 略

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第5項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲げる計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた同項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(認定中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定計画に従って行われた事業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 法附則第11条の4第4項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければ

(1)～(4) 略

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の事業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定計画に従って行われた事業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 法附則第11条の4第6項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければ

ならない。

3 法附則第11条の4第4項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第3項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法附則第11条の4第4項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき860円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1

ならない。

3 法附則第11条の4第6項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第5項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき1,504円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1

条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。

(たばこ税の申告納付)

第120条 略

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第120条の2 たばこ税の申告納税者が正当な理由がなく、前条

第1項、第3項及び第4項の規定による申告書をこれらの項に規

定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、

その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定

すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき716円とする。

(たばこ税の申告納付)

第120条 略

第134条の5 略

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1

号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 略

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第134条の5 略

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 略

第134条の16の2 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなく

て第134条の14第1項の規定による申告書を同項各号に規定する
申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者
に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定
すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車
に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規
登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを
内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、14年）を経過す
る日の属する年度以後の年度分の自動車税にあつては同表の重課
税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のう
ち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車
に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車に係る新車新規
登録を受けた日から起算して12年（ガソリン又は液化石油ガスを
内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、14年）を経過す
る日の属する年度以後の年度分の自動車税にあつては同表の重課
税率の欄に定める額とし、平成23年環境重視型低燃費自動車のう
ち平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登

録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあつては同表の通常税率の欄に定める額とする。

自動車	通 常	重 課	最	最
			大 軽	小 軽

録を受けたものに係る平成23年度分の自動車税及び平成23年環境重視型低燃費自動車のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成24年度分の自動車税並びに平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成21年度分の自動車税及び平成21年環境重視型低燃費自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、平成21年環境重視型自動車のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成22年度分の自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車税にあつては同表の通常税率の欄に定める額とする。

自動車	通 常	重 課	最	最
			大 軽	小 軽

課 税 率	課 税 率	課 税 率	課 税 率
-------------	-------------	-------------	-------------

略			
(3) バス (3輪の 小型自動 車である ものを除 く。)	ア 営 業用	(ア) 一般乗合用のもの(道 路運送法第5条第1項第3 号に規定する路線定期運行 の用に供するものをいう。 以下この節において同 じ。)	略
		略	
	略		
略			

2～5 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

課 税 率	課 税 率	課 税 率	課 税 率
-------------	-------------	-------------	-------------

略			
(3) バス (3輪の 小型自動 車である ものを除 く。)	ア 営 業用	(ア) 一般乗合用のもの(道 路運送法(昭和26年法律第 183号)第5条第1項第3号 に規定する路線定期運行の 用に供するものをいう。以 下この節において同じ。)	略
		略	
	略		
略			

2～5 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第146条 自動車税の納税義務者又は第135条第2項に規定する売主が前2条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(鉦区税に係る不申告に関する過料)

第153条 鉦区税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

第146条 自動車税の納税義務者又は第135条第2項に規定する売主が前2条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(鉦区税に係る不申告に関する過料)

第153条 鉦区税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2及び3 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定、第78条の2の改正規定及び第83条の2の改正規定 平成23年4月1日

(2) 第4条の改正規定（「又は第5項」を「又は第6項」に改める部分を除く。）、第15条の改正規定、第68条の改正規定、第85条の改正規定、第120条の次に1条を加える改正規定、第134条の16の次に1条を加える改正規定、第146条の改正規定及び第153条の改正規定 平成23年6月1日

(3) 第24条の4の改正規定、第30条第2項を削る改正規定、第64条の3の改正規定、第66条の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成24年1月1日

(4) 第117条の改正規定、第118条の改正規定及び附則第4条の規定 平成24年4月1日

(5) 第88条第4項の改正規定（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第16項の規定に係る部分に限る。）及び第88条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定並びに第89条第1項及び第3項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第24条の4の規定は、所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用する。

2 平成23年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係る改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第30条第2項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 平成22年度分の徴収取扱費の算定及び報告については、旧条例第39条の2の規定は、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に改正法による改正前の地方税法附則第11条の4第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第2号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成24年4月1日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 新条例第134条の5の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

第6条 この条例の規定は、改正法の施行によりその効力を生じるものとし、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定の内容が新条例の規定の内容と異なることとなるときは、この条例の規定は、その限りにおいてその効力を失う。